

宮崎市社会福祉施設等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる社会福祉施設、社会福祉法人等（以下「社会福祉施設等」という。）について、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく報告の徴収、検査、指導等（以下「指導監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

- (1) 保育所及び保育所型認定こども園 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第14条第1項及び第38条第1項
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項並びに子ども・子育て支援法第14条第1項及び第38条第1項
- (3) 老人福祉施設（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項
- (4) 老人福祉施設（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条
- (5) 障害者支援施設 社会福祉法第70条
- (6) 保護施設 生活保護法（昭和25年法律第144号）第43条第1項及び第44条第1項
- (7) 社会福祉法人 社会福祉法第56条第1項
- (8) 家庭的保育事業等 児童福祉法第34条の17第1項並びに子ども・子育て支援法第14条第1項及び第50条第1項

(指導監査の種類)

第2条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 実地監査 社会福祉施設等の業務に直接関係のある場所において行う指導監査
- (2) 書面監査 あらかじめ社会福祉施設等から提出された書面により行う指導監査
- (3) 集合監査 複数の社会福祉施設等を集めて行う指導監査
- (4) 確認監査 指導監査に係る是正状況を確認するために行う指導監査
- (5) 継続監査 特定の事項について継続して行う指導監査

3 特別監査は、特定の重大な事項について行う指導監査とする。

(一般監査)

第3条 一般監査は、すべての社会福祉施設等につき、実地監査の方法により行う。ただし、前年度における指導監査の結果、適正な運営が確保されていると認められるときその他実地監査以外の方法によることが適当であると認められるときは、他の方法によることができる。

2 一般監査は、毎年度、指導監査実施方針を定めて行う。

3 指導監査実施方針には、指導監査に係る基本的な考え方、重点事項、指導監査基準、実施計画その他必要な事項を定める。

(班の編成)

第4条 指導監査は、指導監査課職員又は指導監査課職員及び福祉施設を所管する課の職員との合同により班を編成して行うものとし、その職員のうち1名は、原則として係長級以上の職にあるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(通知等)

第5条 一般監査の実施に当たっては、社会福祉施設等に対し、あらかじめ次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、省略することができる。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の日時及び場所

(3) 指導監査を行う職員

2 指導監査を効率的かつ効果的に実施するため、必要な資料を事前に提出させ、又は整備させる。

3 指導監査の実施に当たっては、施設長その他責任ある職員の出席を求める。

4 実地監査終了後は、理事長、監事、施設長その他責任ある職員の出席を求めて講評を行う。

5 指導監査の結果、改善の必要があると認められた事項については、指摘事項等通知書（様式第1号）により改善を指示するものとする。

6 前項の規定により指示した指摘事項のうち、文書指摘については、期限を付して、その改善の状況を指導監査指摘事項改善報告書（様式第2号）により報告させるものとする。

7 前項の期限を経過しても改善状況が確認できない場合又は経営、運営等に問題を抱えると認められる場合は、当該社会福祉施設等に対して、法第56条第1項その他関係法令の規定に基づき検査を行うことができる。

(結果の公表)

第6条 指導監査の結果は、本市ホームページに掲載する。

(事務指導)

第7条 社会福祉施設等の設立又は設置の準備を行っているものに対しては、基本的事項の指導を中心とした事務指導を行う。

(指導監督等)

第8条 本市の設置する社会福祉施設（次項に規定するものを除く。）及び福祉事務所については、社会福祉法第20条の規定による指導監督を行う。

2 本市が設置し、管理を行わせている社会福祉施設については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定による調査等を行う。

3 本市の交付する補助金等に係る社会福祉事業及び公益事業については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）第9条の規定による報告の徴収等を行う。

4 本市の委託する社会福祉事業及び公益事業については、委託契約書の規定による検査等を行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日伺い定め)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月12日伺い定め)

この要綱は、平成12年6月12日から施行する。

附 則 (平成13年8月17日伺い定め)

この要綱は、平成13年8月17日から施行する。

附 則 (平成14年7月19日伺い定め)

この要綱は、平成14年7月19日から施行する。

附 則 (平成15年6月24日伺い定め)

この要綱は、平成15年6月24日から施行する。

附 則 (平成17年5月31日伺い定め)

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則 (平成18年5月25日伺い定め)

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則 (平成20年5月21日伺い定め)

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

附 則 (平成24年5月18日伺い定め)

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則 (平成28年5月19日伺い定め)

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

附 則 (平成29年5月25日伺い定め)

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則 (平成30年6月1日伺い定め)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月20日伺い定め)

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則 (令和3年5月12日伺い定め)

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則 (令和4年5月19日伺い定め)

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

指摘事項等通知書

設置者名	
施設名	
指導監査実施日	

指導監査の内容	
---------	--

文書指摘

1. 社会福祉法人について
 - (1) 運営
 - (2) 経理

2. 社会福祉施設について
 - (1) 運営
 - (2) 経理
 - (3) 利用者処遇

口頭指摘

1. 社会福祉法人について
 - (1) 運営
 - (2) 経理

2. 社会福祉施設について
 - (1) 運営
 - (2) 経理
 - (3) 利用者処遇

助言

1. 社会福祉法人について
 - (1) 運営
 - (2) 経理

2. 社会福祉施設について
 - (1) 運営
 - (2) 経理
 - (3) 利用者処遇

【参考】 指摘の区分について

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）5（1）に従い、指摘区分は以下のとおりとします。

①文書指摘

法令又は通知等の違反が認められる場合であって、改善のために必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導するものです。
改善措置の具体的な内容については、法人からの報告が必要となります。

②口頭指摘

法令又は通知等の違反が認められる場合であって、違反の程度が軽微である場合又は①の文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導するものです。

指導の内容については、文書により示すこととします。

なお、指導に対する報告は不要です。

③助言

法令又は通知等の違反が認められるものではありませんが、法人・施設運営に資するものとする事項について助言を行うものです。

助言の内容については、文書により示すこととします。

なお、助言に対する報告は不要です。

指導監査指摘事項改善報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地
法人名
理事長名

年 月 日付け 第 号により文書指摘のあった事項について、次のとおり改善しましたので報告します。

法人・施設名		
文書指摘事項	改善結果	
【文書指摘事項の <u>全文</u> を記入すること】	【改善内容を <u>具体的に</u> 記入すること】	

※改善状況を確認できる資料を添付してください。